

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案 (閣法第四号) (衆議院送付)

要旨

本法律案は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であつて輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じていることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶において、小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定警備実施要領の策定

国土交通大臣は、海賊行為による被害を防止するために政令で定める海賊多発海域において小銃を用いて実施される特定警備が、その目的の達成に必要な範囲内で適正に実施されることを確保するために、特定警備実施要領を策定するものとする。

二 特定警備計画の認定

国民生活に不可欠な物資を輸送するなど一定の要件を満たす日本船舶の所有者は、船舶ごとに特定警備

計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。

三 特定警備の実施

小銃の取扱いに関する知識及び技能を有し、かつ、欠格事由に該当しないことについてあらかじめ国土交通大臣の確認を受けた民間警備員は、認定を受けた特定警備計画に基づく特定警備に従事するために、特定警備実施要領に従い、小銃を所持し、海賊船舶の著しい接近時等一定の場合には、これを使用することが出来るものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。